

相続登記はお済みですか？

未来につなぐ相続登記

一人っ子の僕が
この家を相続しな
かったらどうなるん
だろう？

亡くなったおじいちゃ
んの相続問題、お隣
との境界争い、放置
空家建物



子供たちの世代に
いろんな問題を積
み残しちゃいけな
いよね

そうだ！ 専門家に相談してみよう！

新潟地方法務局・司法書士会・土地家屋調査士会
は、登記（権利、表示、法人）の専門家として、相続登記、
土地境界確定、空家対策問題等の解決のため、協力して、
「未来につなぐ相続登記」を推進しています！

新潟地方法務局 025-226-0951
新潟県司法書士会
総合相談センター 025-240-7867
新潟県土地家屋調査士会 025-378-5005

「未来につなぐ相続登記」

新潟地方法務局 新潟県司法書士会 新潟県土地家屋調査士会
(総合相談センター)

TEL 025-226-0951 TEL 025-240-7867 TEL 025-378-5005

土地、建物の所有者が亡くなられたときは、不動産の所在地を管轄する法務局へ、早めの相続登記をお勧めします。

デメリット(トラブル例)

- (1) 相続税を支払うために売却したいが、相続登記をしないと売買ができない。
- (2) 法務局に行って空き家の所有者を調べたが、既に亡くなられた人だった。
- (3) 親名義の不動産を相続したいが、亡くなった兄の家族と連絡が取れない。
- (4) 親名義の不動産を相続したいが、隣地との境界争いがあると聞いている。
- (5) 亡くなった親の土地に道路買収の話が出たが、兄弟間で争いになった。
- (6) 亡くなった親の土地に建物を建てたが、住宅ローンがすぐに組めない。
- (7) 災害復旧のために工事をしたいが、所有者の相続人と連絡が取れない。

メリット

不動産の権利関係が明確になり、相続した不動産の売買、担保権(住宅ローン)の設定、及び所有者の調査を、スムーズに行うことができる。